

## 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議の開催について

平成30年7月24日
閣議口頭了解
令和3年1月29日
一部改正
令和4年4月19日
一部改正
令和5年6月6日
一部改正
令和6年12月10日
一部改正
令和7年11月4日
一部改正

- 一定の専門性・技能を有する外国人等の受入れ並びに国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な、秩序ある共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

副議長 外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣  
法務大臣

構成員 日本成長戦略担当大臣  
地域未来戦略担当大臣  
内閣府特命担当大臣（金融）  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）  
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）  
内閣府特命担当大臣（防災）  
内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）  
内閣府特命担当大臣（地方創生）  
国家公安委員会委員長  
デジタル大臣  
総務大臣  
外務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
防衛大臣

- 3 会議の下に、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定した官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。